

○ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る補助金交付要綱

平成 27 年 2 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は，社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 14 条に基づき，社会福祉法人または本市を除く市町村（以下「社会福祉法人等」という。）による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業（以下「軽減制度事業」という。）に係る補助金の交付に関し，必要な事項を定める。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は，軽減制度事業に要する経費の一部を補助することにより，当該事業の普及促進を図り，もって低所得利用者の生活の安定と介護保険サービスの利用促進を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金の交付の対象は，軽減制度事業を行う旨を，介護保険サービスの提供を行う事業所及び施設の所在地の所管庁に申し出た上で，本市が実施要綱に基づき確認証を交付した介護保険サービス利用者に対して利用者負担の軽減制度事業を実施した社会福祉法人等とし、次条に定めるところにより算出される交付額を基礎として予算及び交付決定額の範囲内で補助を行うものとする。なお，所管庁は，社会福祉法人においては，都道府県知事又は市町村長，市町村においては，都道府県知事とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は，次により算出された額とする。

- (1) 補助対象経費は，平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の別添 2「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき

利用者負担の軽減を行った額（各当該年度４月から翌年３月まで（以下「年度中」という。）に提供したサービスに係るものに限る。以下「軽減総額」という。）とする。

- (2) 補助基本額は，次に掲げるアからイを控除した額とする。

ア 軽減総額

イ 国要綱に定める軽減対象サービスについて本来受領すべき利用者負担収入（特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の利用者負担額及び特定負担額を除く。）の見込額（年度中に提供するサービスに係るもの。以下「本来収入額」という。）の１％相当額

- (3) 補助率は次のとおりとする。

ア 補助基本額から次のイに掲げる額を控除した額については $1/2$

イ 社会福祉法人等の行う介護福祉施設サービスに係る軽減総額が当該サービスに係る本来収入の１０％相当額を超えている場合は当該超える額については $10/10$

- (4) 補助所要額（全体額）は，次のアとイの合計額とする。

ア 補助基本額から次のイに掲げる額を控除した額の $1/2$

イ 社会福祉法人等の行う介護福祉施設サービスに係る軽減額が当該サービスに係る本来収入の１０％相当額を超えている場合は当該超える額

- (5) 補助所要額（配分額）は，次のアとイの合計額（ア又はイの額に１円未満の端数がある場合は，それぞれの額について１円未満の端数を切り捨てるものとする）とし，これを交付額とする。

ア (4)のアの額に軽減総額（(4)のイの額を除く。）のうち本市の介護保険サービス利用者に対する軽減額（次のイの額を除く。）の占める割合を乗じて得た額

イ (4)のイの額に当該介護福祉施設サービスに係る軽減総額のうち本市の介護保険サービス利用者に対する軽減総額の占める割合を乗じて得た額

(6) 補助金の交付額の算定は，社会福祉法人等が軽減制度事業を行う施設又は事業所を単位として算定するものとする。

2 本市が実施要綱に基づき確認証を交付した介護保険サービス利用者が市の区域外に所在する施設，事業所（以下「市外施設等」という。）を利用して軽減を受けた場合において，市外施設等の所在する市町村における交付額の算定方法が第1項に定める方法と異なる場合にあっては，同項の規定にかかわらず，市外施設等の所在する市町村における交付額の算定方法により算定された額を交付額の基本とする。

（交付申請に係る事前協議）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は，市長が別に定める事前協議書に関係書類を添えて，指定する期日までに提出しなければならない。ただし，市の区域外に所在する施設，事業所に係るものにあっては，その所在する市町村への提出をもって代えることができる。

2 市長は，前項の事前協議に係る書類を審査し，補助金の交付を受けようとする者に補助所要額の通知を行うものとする。ただし，市の区域外に所在する施設，事業所にかかるものにあっては，その所在する市町村を通じて通知を行うものとする。

（交付申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者は，補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて，市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は，前条の交付申請に係る書類を審査し，当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは，補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

2 市長は，交付決定をする場合において，当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは，条件を付することができる。

3 市長は，交付決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定

通知書（様式第2号）により，当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第8条 前条第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，交付決定額を変更する必要があるときは，補助金変更交付申請書（様式第3号）に係る書類を添えて，市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請に係る書類を審査し，交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは，補助金の交付の変更の決定（以下「変更交付決定」という。）を行い，補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は，当該年度の軽減制度事業が完了したときは，補助事業実績報告書（様式第5号）に係る書類を添えて，市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 市長は，前条の実績報告があった場合において，当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地指導により交付すべき補助金の額を確定し，補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は，前条の規定による額の確定を受けたときは，補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の請求があったときは，補助金を交付するものとする。ただし，市長が必要と認めたときは，前項の規定にかかわらず概算払することができる。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 交付決定に付した条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 市長は、第10条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第14条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付した日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を本市に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要

な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 12 日より施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地
団体名
代表者名

年度における社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業について次のとおり補助金を交付願いたく、補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- （1）別紙 1 補助金所要額調書
- （2）別紙 2 総括表
- （3）別紙 3 軽減実績管理表

様式第 2 号（第 7 条関係）

補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

伊丹市長

年 月 日付で申請のあった 年度社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金については、金
円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は 年度社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第 3 号（第 8 条関係）

補助金変更交付申請書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地
団体名
代表者名

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の内容を変更し、次のとおり補助金を交付願いたく、補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額（変更後） 金 円
（変更前 金 円）

2 関係書類

- （1）別紙 1 補助金所要額調書
- （2）別紙 2 総括表
- （3）別紙 3 軽減実績管理表

様式第 4 号（第 8 条関係）

補助金交付決定変更通知書

第 年 月 日 号

様

伊丹市長

年 月 日付で変更申請のあった 年度社会福祉法人等による生計困難者
に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金については、下記のと
おり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付で変更申請のあった
事業とし、その内容は 年度社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険
サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金変更交付申請書に記載のとおりとす
る。
- 2 変更後の補助金の額は次のとおりとする。
補 助 金 の 額 金 円
今回増（減）額決定額 金 円
- 3 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第 5 号（第 9 条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

伊丹市長 様

所在地
団体名
代表者名

年 月 日付 第 号で補助金（変更）交付決定のあった 年度社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を完了したので、補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 別紙 1 補助金精算額調書
- 2 別紙 2 総括表
- 3 別紙 3 軽減実績管理表

様式第 6 号（第 10 条関係）

補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で報告のあった事業実績に基づき、 年度社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額 金 円

様式第 7 号（第 11 条関係）

補助金請求書

金 円也

ただし、 年度社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業補助金

補助金交付決定額	円（概算払のとき）
補 助 金 確 定 額	円（精算払のとき）
既 受 領 額	円
今 回 請 求 額	円

〈根拠〉

補助金交付決定通知	〔 第 年 月 日 号 〕	（概算払のとき）
補助金交付決定変更通知	〔 第 年 月 日 号 〕	（概算払のとき）
補 助 金 確 定 通 知	〔 第 年 月 日 号 〕	（精算払のとき）

上記のとおり補助金を精算（概算）払によって交付されたく、補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により請求します。

年 月 日

伊丹市長 様

所在地
団体名
代表者名

様式第 8 号（第 12 条関係）

補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付で（変更）申請のあった 年度社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金額 円を取り消す。

2 取消しの理由